

学位記	文科省報告
2007 4699	甲 乙 2555

W
学位論文
4699
2

論文要旨

題名：「知識人の問題意識と憲法改正——憲法問題研究会の政治影響を中心に」

博士論文 2007 年 9 月

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科

国際関係専攻博士後期課程 邱静

学籍番号 4005s3063

問題提起

1960—1980 年の 20 年間は、憲法改正の動きはさほど活発ではなかった。なぜこの 20 年間に改憲が消極的であったのか。どのようなことが憲法改正の政治過程に影響するのか。

背景

通常、原因として挙げられるのは以下のような要素である。

- ・ 冷戦
- ・ 高度成長
- ・ 「55 年体制」

しかし、1960—1980 年の間に、日米安保体制には目立った変化が見られず、アメリカの日本国憲法に関する態度もほとんど変わらなかった。国内的な背景から見れば、高度成長は改憲を延期させたと言われることが多いが、実は必ずしもそうではない。ここで考えられる原因是、自民党内の政策方針の差異と派閥政治とのほかに、改憲反対者側の影響である。特に、当時の社会党を始めとする革新勢力の強さである。にもかかわらず、社会党などの影響だけで解釈力が足りない。1960—1980 年の間には、社会党、共産党、総評、全学連のような左翼政党と左翼勢力以外に、改憲に影響を与えたものが他にもあったのではないだろうか。

仮説

憲法問題研究会（1958—1976）のような知識人団体の存在、活動と思想は改憲の政治史に大きな影響を与えた。

憲法問題研究会は、1958 年 6 月に、岸内閣の憲法調査会に「抵抗」をするために、大内兵衛、我妻栄、宮沢俊義などの日本の著名な学者約 50 人（必ずしも憲法学者ではない）によって作られた知識人団体である。この研究会は憲法に関する研究と社会啓蒙活動を中心とし、直接的に政治過程に関与せず、その主張もどちらの政党にも組しなかった。しかし、研究会は院外闘争の実践者と思想的なリーダーとして、当時の改憲側と護憲側の双方に政治的な影響力を持つ存在として認められ、双方に確実な影響を与えたのである。

当時においても、あるいはその後も知識人の護憲団体はたくさんあるが、殆どが憲法第九条の平和主義を強調する平和運動団体か学問的な研究団体である。しかし、憲法問題研究会の一番大きな特徴は、その護憲の出発点と終着点が平和主義ではなく、国民主権主義であったことである。つまり、憲法問題研究会の目指すところは、第九条を改正すべきか否かや、軍隊を持つべきか否かなどの問題を議論・回答することより、国民主権を侵害する改憲行為に反対し、新しい国家と個人の関係を築くように努力することであった。このような問題意識は研究会に参加した学者たちを結集し、研究会の影響力を増す源泉の一つとなった。

しかし、研究会が解散された後、このような問題意識は他の護憲団体に継承されなかつた。1980年代以降の護憲団体は改憲論の内容に注目したが、国民の意思に基づかない上、政府や政党の主導する改憲過程自体が国民主権への侵害になるという事実をはっきりと強調していない。したがって、護憲団体は憲法の平和主義や人権などの価値を定着させる働きを持つが、改憲過程自体に対する批判が充分でないため、思想的な影響力を持つかもしれないが、団体として改憲過程に実際的な影響をほとんど与えられないと考えられる。

先行研究と本研究の目的

・ 政治学における憲法問題

今までの日本国憲法改正問題についての研究は、憲法学や憲法史の角度から憲法問題を扱うのはほとんどであり、憲法問題を政治問題として扱う研究は少なかった。現存研究を見れば、政治学の角度からの憲法問題研究は渡辺治と中村明のそれが挙げられる。しかし、この二つの研究は、改憲反対者側の影響をほとんど含まず、1960-1980年の改憲の不活発さを説明できない。

本研究は上記の二つの研究が使う政治学的方法論に従い、憲法問題研究会をケーススタディとして、知識人が憲法改正の政治過程に与える影響について研究するものである。

・ 知識人による政治影響

客観的な標準を使う理論（構造一機能主義の枠組み）：共通的な歴史経験、社会地位と所属関係、そして社会流動性への拘束などの社会条件は知識人の政治行為に影響を与えられる。リップセット（S.M.Lipset）、マルクス（Karl Marx）、グラムシ（Antonio Gramsci）、マンハイム（Karl Mannheim）、トピ（John C Torpey）はこの理論の代表者である。

主観的な標準を使う理論：知識人の政治行為とその影響は主観的な条件（例えば、知識人個人が政治に介入するか否かの選択）によって決められる。サルトル（Jean-Paul Sartre）、シュムペーター（Joseph Schumpeter）、中国儒家、元ソ連の学者、ドレイク（David Drake）、マッカーシー（Conor McCarthy）はこの理論の代表者である。

以上の二つの理論体系はある程度統合されるべきである。憲法問題研究会と同時代の知識人、さらにその後の知識人が憲法問題に与えた影響についての研究に基づいて、ここには新しい仮説をまとめてみたいと思う。それは、特定の背景の下に、類似した客観条件を

有する知識人の問題意識の差異がその政治行為の差異を決め、そしてその政治行為の効果に影響を与える、ということである。この「問題意識」は、「一番の問題点はどこにあるのか」のような、知識人の一定的な現実状況への反映と判断を指している。

- ・憲法問題研究会に関する事実

憲法問題研究会についての本格的な先行研究は、高見勝利の「護憲論のパトスとロゴス」しか存在しない。しかし、高見の研究は、事実確認の不足以外に、研究会のことを「平和主義」と評価する傾向が見える。長谷川正安、高増傑も研究会のことを「平和主義」と評価した。

しかし、憲法問題研究会（或いはそのメンバー）は「平和主義」と見なされたが、実はこの言い方は適当とは言えない。憲法問題研究会は国民主権を強く主張した。この問題意識は憲法問題研究会の影響力の源泉であった。

その他に、渡辺治は、憲法問題研究会は安保運動の理論的なリーダーであると指摘したが、研究会の安保運動における役割を再検討する必要がある。まず、研究会は民主政治を守る方向のリーダと言えるが、運動全体のリーダーではなかった。そして、研究会は「社会党的」な団体ではなく、比較的な独立性がある知識人団体である。

要するに、今までの有数な先行研究によると、研究会の活動や影響などの実態は不明であり、その思想的な特質も掲示されてなかった。したがって、本研究では、今までの先行研究が取り上げていない資料を研究し、憲法問題研究会の実態に関する基本的な事実を確認した上で、同研究会のこれまでの先行研究が提示した基本像の修正に迫りたい。

研究方法

- ・歴史学的研究——新資料の発掘

主な資料：

- 1、研究会の公開発表した文章・書物
- 2、研究会の未発表書類
- 3、研究会のメンバーと関係者の日記、草稿、メモ、ノート、回想録など
- 4、研究会に対する報道・評論
- 5、関係者インタビュー

以上の資料は全て一次資料である。その中では、「1」以外は、ほとんど今までの先行研究が扱わなかった資料である。

- ・事例研究、定性的研究と比較の方法

論文の構成

本研究は、序章と終章を除いた5章によって構成される。第1章「平和主義より民主主義——憲法問題研究会の成立」では、憲法問題研究会の前史研究として、憲法問題研究会と平和問題談話会、民主主義科学者協会、そして岸信介内閣の憲法調査会との関係について

て研究し、研究会の問題意識の特徴を明らかにしていきたい。第 2 章「非政治的な政治団体——憲法問題研究会の概況」では、憲法問題研究会に関する事実確認を行う。研究会の位置づけ、主な活動と主張について研究していきたい。第 3 章「民主主義への道——憲法問題研究会における観点と思想」では、代表的な 3 人のメンバーの思想を分析し、憲法問題研究会における観点と思想を研究し、それぞれの思想の共通点を見出す。第 4 章「知識人の力——憲法問題研究会の影響」では、憲法問題研究会の具体的な影響について研究したい。特に、憲法問題研究会の憲法調査会への影響、研究会の安保闘争における役割、そして研究会の革新的な地方政治への影響について述べたい。第 5 章「未完成の任務——憲法問題研究会の解散とその後」では、憲法問題研究会の解散とその原因を分析し、研究会の未完成の任務とその影響を論じたい。そして、研究会と類似した知識人護憲団体についての分析を行う。